

空き家対策に取り組んでいる、または関心のある法人・団体のみなさまへ

「空家等管理活用支援法人」制度

申請募集開始しました！



空家等管理活用支援法人とは？

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、千葉市が指定を行う法人です。申請に基づき指定されると、空き家の所有者等に対し、管理・活用に関する助言や支援を行うなど、千葉市と連携して空き家問題の解決に取り組むことができます！支援法人制度は、民間法人が公的な立場で活動ができる制度です。

申請募集期間

令和7年 10月10日(金)～
令和8年 1月30日(金) 17:00

募集要領・申請様式などの詳細は、都市安全課HPをご覧ください。
空き家問題の解決に取り組む皆様からの申請をお待ちしています！

HPはこちらから



詳細は裏面をチェック

お問合せ

千葉市役所 都市安全課

TEL:043-245-5896 E-mail:anzen.URU@city.chiba.lg.jp



支援法人の主要な要件

○法人格を有していること

- ・特定非営利活動法人
- ・一般社団法人
- ・公益社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益財団法人
- ・空家等の管理若しくは活用を図る活動を目的とする会社

○行政との連携実績があること

本市と空家等対策に関する協定を締結していること若しくは過去5年以内に本市又は他自治体と連携して空家等対策に取り組んだ実績を有すること

・「空家等対策」の内容

空家等の発生予防、利活用及び適正管理の推進等に関するものをいう

・「連携」の内容

支援法人の指定、連携協定の締結、業務委託の受託、後援その他これに準ずる協働として市長が認めるものをいう

・「実績」の内容

今後、本市の後援等を受け、空き家相談窓口、空き家セミナー・相談会などを実施し、それを連携の実績とすることが可能

連携実績が無い方は、
早めにご相談ください！

○専門性を有する体制が確保されていること

空家法24条各号に規定する業務を行うに足る専門性を有する体制であること

・「専門性を有する体制の確保」の内容

不動産、法務、建築等の分野の専門家等との連携体制を構築し、適切かつ効果的に空家等対策を実施することができる体制をいう

課題にワンストップで対応できる幅広い
専門分野との連携体制を求めます！

求める業務内容

① 空家等の所有者等に対し、相談対応及び伴走型支援を実施すること

② 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を実施すること

なお、②の業務は①と一体的に実施するものとする

・「伴走型支援」の内容

空家等の所有者等に対し、空家等の利活用や処分等に関する課題把握や意向確認など積極的な働きかけを行い、関係する専門家等と連携しながら、最適な方法を提案し、課題解決までを支援する体制をいう

所有者に寄り添い、ひとつひとつの
課題を一緒に解決していく支援です！

指定期間・指定する法人数

○指定期間

3年

○指定する法人数

当面の間、5法人程度を限度とする

お問い合わせ

住所 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 都市安全課

電話 043-245-5896

E-mail anzen.URU@city.chiba.lg.jp